

電気需給約款（東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリア）の一部改定（2017年4月1日実施）

○電気需給約款（旧 電気供給約款）の改定について

改定後	改定前
<p><全エリア> 表紙 電気需給約款【<u>myでんき版</u>】 (〇〇電力エリア) <u>JXTGエネルギー株式会社</u></p>	<p><全エリア> 表紙 電気供給約款（〇〇電力エリア） 東燃ゼネラル石油株式会社</p>
<p><全エリア> タイトル 電気需給約款</p>	<p><全エリア> タイトル 電気供給約款</p>
<p><全エリア> 第1条（適用） この電気需給約款【<u>myでんき版</u>】（以下、「本約款」といいます。）は、当社と電気需給契約（以下、「電気需給契約」といいます。）を締結されたお客様において、第3条に定義される送配電会社の供給区域内の需要場所に対して、当社が送配電会社と締結した接続供給契約（以下、「接続供給契約」といいます。）に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下、電気需給契約と本約款とを併せて「本契約」といいます。 本約款は、<u>2017年4月1日</u>より実施いたします。 <u>本約款は、「ENEOSでんき」には適用されません。</u></p>	<p><全エリア> 第1条（適用） この電気供給約款（以下、「本約款」といいます。）は、当社と電気需給契約（以下、「電気需給契約」といいます。）を締結されたお客様において、第3条に定義される送配電会社の供給区域内の需要場所に対して、当社が送配電会社と締結した接続供給契約（以下、「接続供給契約」といいます。）に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下、電気需給契約と本約款とを併せて「本契約」といいます。 本約款は、平成28年10月1日より実施いたします。</p>
<p><全エリア> 第2条（本約款の変更） (1) ～。この場合には、本約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。</p>	<p><全エリア> 第2条（本約款の変更） (1) ～。この場合には、本約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。</p>

<p>(2) ～。この場合、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款及び電気料金によります。</p>	<p>(2) ～。この場合、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款及び電気料金によります。</p>
<p><全エリア> 第3条 (用語の定義) (14) 需要場所 ② 上記①にかかわらず、隣接する複数の構内の場合において、送配電会社が1需要場所と認めるときは、1需要場所とします。 (19) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。) 第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p>	<p><全エリア> 第3条 (用語の定義) (14) 需要場所 ② 上記①にかかわらず、隣接する複数の構内の場合で、送配電会社が1需要場所と認める場合は、1需要場所とします。 (19) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。) 第16条第1項に定める賦課金をいいます。</p>
<p><全エリア> 第5条 (契約の申込み) (5) 特別の事情がある場合において、～。</p>	<p><全エリア> 第5条 (契約の申込み) (5) 特別の事情がある場合で、～。</p>
<p><全エリア> 第6条 (供給の開始及び単位) (2) 供給の単位 ① 共同引込線(2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。)による引込みで電気を供給する場合において、当社および送配電会社が同意するとき</p>	<p><全エリア> 第6条 (供給の開始及び単位) (2) 供給の単位 ① 共同引込線(2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。)による引込みで電気を供給する場合であって、当社および送配電会社が同意する場合</p>
<p><全エリア> 第11条 (燃料費調整) (1) 燃料費調整額の算定 ① 平均燃料価格 ～。 α、β、γ = 別表1に定める係数 ② 燃料費調整単価 ～。なお、燃料価格Xは別表1に定めるものとします。ただし、平均</p>	<p><全エリア> 第11条 (燃料費調整) (1) 燃料費調整額の算定 ① 平均燃料価格 ～。 α、β、γ = 本約款別表1に定める係数 ② 燃料費調整単価 ～。なお、燃料価格Xは本約款別表1に定めるものとします。ただし、</p>

<p>燃料価格は別表 1 の通り上限値を定め、～。</p>	<p>平均燃料価格は本約款別表 1 の通り上限値を定め、～。</p>
<p><全エリア> 第 1 3 条（電気料金の算定） （4）電気料金の算定期間 電気料金の算定期間は、次の①及び②の場合を除き、原則として前月の検針／計量日から当月の検針／計量日の前日までの期間といたします。</p>	<p><全エリア> 第 1 3 条（電気料金の算定） （4）電気料金の算定期間 電気料金の算定期間は、次の①及び②の場合を除き、原則として前月の検針／計量日から当月の検針／計量日までの期間といたします。</p>
<p><全エリア> 第 1 5 条（支払遅延及び支払過誤等） （2）支払過誤の際の措置 ～、その支払い過剰額又は過少額を遅滞なくお客様にお知らせし、原則として当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。 （3）異議申立ての期間と対処方法 ～。なお、異議申し立てによる協議が行われる場合は、第 1 4 条（2）に定める支払期日に代わる期日をお客様と当社で決定いたします。ただし、異議申し立てによる協議を開始してから 3 0 日を経過してもなお協議が整わない場合は、当社は新たな支払期日をお客様に通知し、電気料金の請求を行うことができるものといたします。この場合において、事後に当該協議により電気料金に変更となった場合には、当社は、確定した電気料金と既に請求した電気料金との差額を遅滞なくお客様にお知らせし、原則としてお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。</p>	<p><全エリア> 第 1 5 条（支払遅延及び支払過誤等） （2）支払過誤の際の措置 ～、その支払い過剰額又は過少額を遅滞なくお客様にお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。 （3）異議申立ての期間と対処方法 ～。なお、異議申し立てによる協議が行われる場合は、第 1 4 条（2）に定める支払期日に代わる期日をお客様と当社で決定いたします。</p>
<p><全エリア> 第 1 6 条（保証金） （5）当社は、本契約が終了した場合又は支払期限を超過してもなお電気料金の全部又は一部を支払われなかった場合には、保証金及びその利息をお客様の支払額に充当することがあります。</p>	<p><全エリア> 第 1 6 条（保証金） （5）当社は、本契約が終了した場合又は支払期限を超過してもなお電気料金を支払われなかった場合には、保証金及びその利息をお客様の支払額に充当することがあります。</p>
<p><全エリア> 第 1 8 条（お客様の協力）</p>	<p><全エリア> 第 1 8 条（お客様の協力）</p>

<p>(1) 力率の保持</p> <p>② ～。なお、進相用コンデンサを開閉していただいたときの1か月の力率は、必要に応じてお客様と当社との協議によって定めます。</p> <p>(5) 保安等に対するお客様の協力</p> <p>① お客様は次の場合に、当社と送配電会社にすみやかにその旨を通知していただきます。</p> <p>(ア)引込線、計量器等お客様の需要場所内の送配電会社の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあるとお客様が認めた場合</p> <p>(イ)お客様の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが送配電会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあるとお客様が認めた場合</p>	<p>(1) 力率の保持</p> <p>② ～。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの1か月の力率は、必要に応じてお客様と当社との協議によって定めます。</p> <p>(5) 保安等に対するお客様の協力</p> <p>① お客様は次の場合に、当社と送配電会社にすみやかにその旨を通知していただきます。</p> <p>(ア)お客様が、引込線、計量器等お客様の需要場所内の送配電会社の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合</p> <p>(イ)お客様が、お客様の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが送配電会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</p>
<p><全エリア></p> <p>第20条（契約の変更又は解約等）</p> <p>(3) 契約の解除</p> <p>～。この場合、解除の15日前までに通知いたします。<u>ただし、電気事業法その他の法令により認められる場合には何らの催告を要せず解除することができるものといたします。</u></p>	<p><全エリア></p> <p>第20条（契約の変更又は解約等）</p> <p>(3) 契約の解除</p> <p>～。この場合、解除の15日前までに通知いたします。</p>
<p><全エリア></p> <p>附則 第1条（電気料金についての特別措置：再生可能エネルギー～）</p> <p>(1) 電気料金</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額（消費税等相当額を含む。）といたします。</p> <p>ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間</p> <p>～、原則として、2012年7月1日以降に使用される電気に適用</p>	<p><全エリア></p> <p>附則 第1条（電気料金についての特別措置：再生可能エネルギー～）</p> <p>(1) 電気料金</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額（消費税等相当額を含む。）といたします。</p> <p>ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間</p> <p>～、原則として、平成24年7月1日以降に使用される電気に適用</p>

いたします。

ホ 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

また、再生可能エネルギー特別措置法**第37条第1項**の規定により認定を受けた事業所に係るお客様の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記ニにかかわらず、上記ニによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法**第37条第3項**に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものいたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

また、お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法**第37条第1項**の規定により認定を受けた場合、又は再生可能エネルギー特別措置法**第37条第5項若しくは第6項**の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。ただし、第15条（3）に定める異議申し立てが生じた場合は、第14条（2）に定める支払期日に代わって、取り決めた期日の翌日を延滞利息の起算日といたします。

いたします。

ホ 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

また、再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客様の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記ニにかかわらず、上記ニによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものいたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

また、お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合、又は再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項若しくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。ただし、第15条（3）に定める異議申し立てが生じた場合は、第14条（2）に定める支払期日に代わって、取り決めた期日の翌日を延滞利息の起算日といたします。

○まとめてプラン選択約款（東京電力エリア）の改定について

改定後	改定前
<p>表紙</p> <p>まとめてプラン選択約款 【m.yでんき版】</p> <p>（東京電力エリア）</p> <p>JXTGエネルギー株式会社</p>	<p>表紙</p> <p>まとめてプラン選択約款（東京電力エリア）</p> <p>東燃ゼネラル石油株式会社</p>

<p>第1条（適用）</p> <p>このまともてプラン選択約款myでんき版（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が本約款第3条及び第4条に定義される「まともてプラン」にて当社と電気需給契約を締結し、又は「まともてプラン」に当社との電気需給契約を変更する場合に、当社の電気需給約款myでんき版（東京電力エリア）（以下、「需給約款」といいます。）及び当社が送配電会社と締結した接続供給契約（以下、「接続供給契約」といいます。）に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下、電気需給契約、需給約款、及び本約款を併せて「本契約」といいます。なお、需給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものといたします。</p> <p>本約款は、<u>2017年4月1日</u>より実施いたします。</p> <p><u>本約款は、「ENEOSでんき」には適用されません。</u></p>	<p>第1条（適用）</p> <p>このまともてプラン選択約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が本約款第3条及び第4条に定義される「まともてプラン」にて当社と電気需給契約を締結し、又は「まともてプラン」に当社との電気需給契約を変更する場合に、当社の電気供給約款（東京電力エリア）（以下、「供給約款」といいます。）及び当社が送配電会社と締結した接続供給契約（以下、「接続供給契約」といいます。）に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下、電気需給契約、供給約款、及び本約款を併せて「本契約」といいます。なお、供給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものといたします。</p> <p>本約款は、平成28年4月1日より実施いたします。</p>
<p>第2条（本約款の変更）</p> <p>(1) ～、法令・条例・規則等の改正により需給約款及び本約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、需給約款及び本約款を変更することがあります。この場合には、需給約款及び本約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款及びまともてプラン選択約款によります。なお、当社は、需給約款及び本約款を変更する際には、当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお客様にあらかじめお知らせいたします。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、需給約款及び本約款に定める供給条件及び電気需給契約に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款、まともてプラン選択約款、及び電気料金によります。</p> <p>(4) 当社は、本条の規定により需給約款及び本約款を変更する場合において、～。</p>	<p>第2条（本約款の変更）</p> <p>(1) ～、法令・条例・規則等の改正により供給約款及び本約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、供給約款及び本約款を変更することがあります。この場合には、供給約款及び本約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の供給約款及びまともてプラン選択約款によります。なお、当社は、供給約款及び本約款を変更する際には、当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお客様にあらかじめお知らせいたします。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、供給約款及び本約款に定める供給条件及び電気需給契約に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給約款、まともてプラン選択約款、及び電気料金によります。</p> <p>(4) 当社は、本条の規定により供給約款及び本約款を変更する場合において、～。</p>

<p>第3条（まとめてプランー従量電灯B）</p> <p>（4）電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金、<u>需給</u>約款第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び<u>需給</u>約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p>	<p>第3条（まとめてプランー従量電灯B）</p> <p>（4）電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金、供給約款第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び供給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p>
<p>第4条（まとめてプランー従量電灯C）</p> <p>（4）契約容量</p> <p>① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに<u>需給</u>約款別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、<u>需給</u>約款別表3「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。</p> <p>② お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、<u>需給</u>約款別表4「契約容量及び契約電力の算定方法」により算定された値といたします。～。</p> <p>（5）電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金、<u>需給</u>約款第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び<u>需給</u>約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p>	<p>第4条（まとめてプランー従量電灯C）</p> <p>（4）契約容量</p> <p>① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに供給約款別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、供給約款別表3「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。</p> <p>② お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、供給約款別表4「契約容量及び契約電力の算定方法」により算定された値といたします。～。</p> <p>（5）電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金、供給約款第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び供給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p>
<p>第5条（その他）</p> <p>（2）その他本約款に定めのない事項は、<u>需給</u>約款に定めるところによるものといたします。</p>	<p>第5条（その他）</p> <p>（2）その他本約款に定めのない事項は、供給約款に定めるところによるものといたします。</p>

○たっぷりプラン選択約款（東京電力エリア）の改定について

改定後	改定前
<p>表紙</p> <p>たっぷりプラン選択約款 【m y でんき版】 （東京電力エリア）</p> <p>J X T G エネルギー株式会社</p>	<p>表紙</p> <p>たっぷりプラン選択約款（東京電力エリア）</p> <p>東燃ゼネラル石油株式会社</p>
<p>第1条（適用）</p> <p>このたっぷりプラン選択約款m y でんき版（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が本約款第3条及び第4条に定義される「たっぷりプラン」にて当社と電気需給契約を締結し、又は「たっぷりプラン」に当社との電気需給契約を変更する場合に、当社の電気需給約款m y でんき版（東京電力エリア）（以下、「需給約款」といいます。）及び当社が送配電会社と締結した接続供給契約（以下、「接続供給契約」といいます。）に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下、電気需給契約、需給約款、及び本約款を併せて「本契約」といいます。なお、需給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものといたします。</p> <p>本約款は、2017年4月1日より実施いたします。</p> <p>本約款は、「ENEOSでんき」には適用されません。</p>	<p>第1条（適用）</p> <p>このたっぷりプラン選択約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が本約款第3条及び第4条に定義される「たっぷりプラン」にて当社と電気需給契約を締結し、又は「たっぷりプラン」に当社との電気需給契約を変更する場合に、当社の電気供給約款（東京電力エリア）（以下、「供給約款」といいます。）及び当社が送配電会社と締結した接続供給契約（以下、「接続供給契約」といいます。）に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下、電気需給契約、供給約款、及び本約款を併せて「本契約」といいます。なお、供給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものといたします。</p> <p>本約款は、平成28年4月1日より実施いたします。</p>
<p>第2条（本約款の変更）</p> <p>(1) ～、法令・条例・規則等の改正により需給約款及び本約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、需給約款及び本約款を変更することがあります。この場合には、需給約款及び本約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款及びたっぷりプラン選択約款によります。なお、当社は、需給約款及び本約款を変更す</p>	<p>第2条（本約款の変更）</p> <p>(1) ～、法令・条例・規則等の改正により供給約款及び本約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、供給約款及び本約款を変更することがあります。この場合には、供給約款及び本約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の供給約款及びたっぷりプラン選択約款によります。なお、当社は、供給約款及び本約款を変更す</p>

<p>る際には、当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお客様にあらかじめお知らせいたします。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、需給約款及び本約款に定める供給条件及び電気需給契約に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款、たっぷりプラン選択約款、及び電気料金によります。</p> <p>(4) 当社は、本条の規定により需給約款及び本約款を変更する場合において、～。</p>	<p>際には、当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお客様にあらかじめお知らせいたします。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、供給約款及び本約款に定める供給条件及び電気需給契約に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給約款、たっぷりプラン選択約款、及び電気料金によります。</p> <p>(4) 当社は、本条の規定により供給約款及び本約款を変更する場合において、～。</p>
<p>第3条（たっぷりプランー従量電灯B）</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金、需給約款第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p>	<p>第3条（たっぷりプランー従量電灯B）</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金、供給約款第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び供給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p>
<p>第4条（たっぷりプランー従量電灯C）</p> <p>(4) 契約容量</p> <p>① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに需給約款別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、需給約款別表3「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。</p> <p>② お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、需給約款別表4「契約容量及び契約電力の算定方法」により算定された値といたします。～。</p> <p>(5) 電気料金</p>	<p>第4条（たっぷりプランー従量電灯C）</p> <p>(4) 契約容量</p> <p>① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに供給約款別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、供給約款別表3「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。</p> <p>② お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、供給約款別表4「契約容量及び契約電力の算定方法」により算定された値といたします。～。</p> <p>(5) 電気料金</p>

<p>電気料金は、基本料金、電力量料金、<u>需給</u>約款第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び<u>需給</u>約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p>	<p>電気料金は、基本料金、電力量料金、供給約款第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び供給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p>
<p>第5条（その他） （2） その他本約款に定めのない事項は、<u>需給</u>約款に定めるところによるものといたします。</p>	<p>第5条（その他） （2） その他本約款に定めのない事項は、供給約款に定めるところによるものといたします。</p>